

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国建築行政体制強化プロジェクト
(第一段階)

案件番号：19a00629

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年10月30日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年10月30日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国建築行政体制強化プロジェクト
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年12月～2020年7月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第1課 松崎晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2019年11月6日12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして

います。

- (3) 回答方法：2019年11月11日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年11月15日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
現状把握のためのデータ分析（現地再委託経費）
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
該当無し
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) BDT1 =1.30246 円
 - b) US\$1 =107.99 円
 - c) EUR1 =118.169 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) 評価対象業務従事者について
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務

従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者/建築行政/研修
- b) 建築工法/施工管理

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.67 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年11月22日(金)

までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除
以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。
 - ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。
- （ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- （ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその

親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 建築行政に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者の配置) の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/建築行政/研修
- 建築工法/施工管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者 (業務主任者/建築行政/研修)】

- a) 類似業務経験の分野: 建築行政に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: バングラデシュ国及び全世界
- c) 語学能力: 英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者: 担当分野 建築工法/施工仮】

- a) 類似業務経験の分野: 建築材料/施工に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: バングラデシュ国及び全世界
- c) 語学能力: 英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある (原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。) 技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4
2. 業務の実施方針等	(40)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18
(3) 要員計画等の妥当性	4
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)
(1) 業務主任者の経験・能力	業務主任者のみ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者/建築行政/研修	(34)
ア) 類似業務の経験	13
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3
ウ) 語学力	6
エ) 業務主任者等としての経験	7
オ) その他学位、資格等	5
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築材料/施工	(16)
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2
ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3

【第3 特記仕様書案】

1. プロジェクトの背景

バングラデシュは、世界でも最も地震が多く発生する地域のひとつであるヒマラヤ山脈の南に位置しており、地震の潜在的危険性が指摘されている。同国に最も大きな被害をもたらした1897年のアッサム大地震以降、過去150年間にマグニチュード7以上の地震が7回発生しており、2015年4月に8000人を超す犠牲者を出した隣国ネパールのゴルカ地震では、1000キロ以上離れたバングラデシュでも4人の死者を含む200人以上が負傷したことから、地震災害や建築物の強化に対する対策の必要性が急速に高まっている。しかし都市部では近年の急激な経済発展に伴い、建築物の高層化、高密化が急速に進んでいるが、その多くは地震や火災への対策がなされておらず国連開発計画(UNDP)及び世界銀行の調査によるとダッカ近郊の断層でマグニチュード7.5規模の直下型地震が発生した場合、ダッカ都市圏では建築物の約30%が全壊・半壊、死者が約4~15万人発生と予想されている。

加えて、建築基準が殆ど遵守されていないことから、建築物の崩落事故件数も増加傾向にあり、2013年には縫製工場が入るテナントビル(ラナプラザ)にて、違法建築・不法な建て増しを原因とする大規模な崩落事故が発生し、1,130名以上が犠牲になったことでバングラデシュの全輸出収入の80%を占める縫製産業に大きな影響を与えた。バングラデシュの堅実な経済成長を下支えするために、建築物の安全性強化への取り組みを進め、都市部での災害リスクを軽減することは喫緊の課題である。

かかる背景から、既存建築物の90%を占める民間建築物に対する建築行政を司る首都圏開発公社(RAJUK)に対して、民間建築物の安全性強化の観点から、構造設計の建築確認審査プロセスの確立、検査・監理体制の改善強化、建築関連法規遵守強化のための各種手法に対してのステークホルダーの認識向上及びそれらに必要な人材育成を図り、以て同国都市部における災害リスク軽減に寄与することを目指す技術協力が日本政府に要請された。

これに応え、JICAはRAJUKに対し、本業務の派遣開始予定である2020年1月より5年にわたり「建築行政体制強化プロジェクト」を実施予定であり、それに先立ち2019年6月に基本計画策定調査を実施、同年7月に協力枠組みを定めた基本合意文書(R/D)に署名を行った。

一方、RAJUKはじめ、実施機関に対するキャパシティアセスメントと同国における設計・施工品質についての評価分析について、プロジェクトの初期段階において更に確認しつつ進めることが重要であるため、本プロジェクトは、2段階に分けて実施する。

本業務は上記プロジェクトの第一段階に位置付けられ、現況把握調査と第二段階での本格協力に向けた建築物の安全性向上のための具体的な施策・協力枠組みの検討を行うものである。尚、第二段階については別途公示を行う。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名
建築行政体制強化プロジェクト

(2) 上位目標

都市部の災害リスクが軽減される

(3) プロジェクト目標

ダッカ首都圏の民間建築物の設計品質、施工品質が改善する

(4) 期待される成果

- 成果 1 : 新築の民間建築物の構造設計の確認プロセスが確立し、同プロセスに携わるRAJUK職員の能力が強化される。
- 成果 2 : 新築の民間建築物の施工に対する検査・監理プロセスが改善し、同プロセスに携わるRAJUK職員の能力が強化される
- 成果 3 : 建築物安全性改善のための各種手法に対しての各ステークホルダー（建築士、エンジニア、各協会他）の認識が向上する

(5) 活動の概要

バングラデシュ国において導入しうる施策は以下の通り、複数が想定され、成果（設計関連と施工関連）毎のオプションを下表の通り基本合意文書(R/D)の中で合意している。

成果	施策のオプション	成立条件（第一段階での確認事項）
1.	① 特定の民間建築物のタイプに対する RAJUK の建築許可手続きに構造チェックを導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造計算、構造チェックのための RAJUK 職員（実務経験の有るエンジニア）の能力と人員の確保。財務省を通じて政府内での承認が必要 ● 対象とする建築物のタイプと構造チェックの範囲と程度の特定制
	② 構造設計に対する（簡易的な）レビューを RAJUK の建築許可手続きに導入（RAJUK は詳細な構造計算は行わず図面のレビューのみ）	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造チェックのための RAJUK 職員（実務経験の有るエンジニア）の能力と人員の確保。財務省を通じて政府内での承認が必要
	③ 第三者機関（民間設計エンジニアリング会社）による構造確認を導入する（RAJUK は同第三者機関の構造確認をレビューするのみ）	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者機関の能力、体制の確保 ● 第三者機関に対する資金手当てスキームの確立。
2.	④ 建設現場における品質確認チェックを RAJUK 検査員業務に導入する	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設現場における検査のための RAJUK 職員の能力と人員の確保
	⑤ Certified Engineers と Certified Architects による施工監理を改善する（RAJUK は監理記録の提出窓口となる）	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連する専門家協会との協議

3.	(*) 成果3に対しては複数オプションを設けず
----	-------------------------

第一段階では、オプションの成立条件を確認し、建築物の安全性を担保すべき対象建築物や、施策の担い手、手法を具体化し、第二段階で取り組むべき内容として提案する。また成果発現のための第二段階における活動も、以下の通り、施策のオプション毎に分かれ、上記の第一段階の活動を通じて、内容が確定される。尚、(仮)としているものは、第二段階で想定される活動内容であり、第一段階の活動を通じて、先方と追って詳細計画策定調査で合意するもの。

成果1：新築の民間建築物の構造設計の確認プロセスが確立し、同プロセスに携わるRAJUK職員の能力が強化される

以下の1-1～1-5の活動を実施機関と共に実施する。

- 活動1-1
建築設計に関連する情報や課題を分析評価し、ターゲットとする建築タイプや、日本を含む他国との比較検討から、以下の各オプションの成立性を考慮し、活動案(課題解決策)を提案する。これに加え、提案された活動案の位置づけを明確化するために、提案した活動案を含む建築物の安全性向上に向けた長期戦略を提示する

(施策のオプション①)

- 活動1-2 (仮)
活動1-1の結果に基づき、RAJUKの構造確認担当者に対するトレーニングマニュアル、ガイドライン、手順書(構造確認のための実務文書)の策定と、これらを用いるパイロット事業を企画する
- 活動1-3 (仮)
構造確認のための実務文書を適用したOJTとOff-the Job Training及びパイロット事業の実施を通じた能力強化を行う
- 活動1-4 (仮)
(仮)OJTとOff-the-job Trainingの結果を構造確認のための実務文書に反映し、改善を図る。

(施策のオプション②乃至③)

- 活動1-2 (仮)
第三者機関の指定や、RAJUKとの責任範囲の明確化を含む第三者検査機関による事業及び資金確保スキームのひな形を検討し、同スキームを試行するためのパイロットプロジェクトの準備を行う
- 活動1-3 (仮)
活動1-1の結果に基づき、RAJUKの構造確認担当者に対する、第三者機関との調整のためのトレーニングマニュアル、ガイドライン、手順書(第三者連携のための実務文書)を策定する

- 活動 1-4 (仮)
第三者連携のための実務文書を適用した OJT と Off-the Job Training 及びパイロット事業の実施を通じた能力強化を行う
- 活動 1-5 (仮)
第三者検査機関による構造確認の効果を確認すると共に、民間のターゲットユーザーに対して有効性を示し、使用を促す活動を行う。

成果 2：新築の民間建築物の施工に対する検査・監理プロセスが改善し、同プロセスに携わる RAJUK 職員の能力が強化される

以下の 2-1～2-4 の活動を実施機関と共に実施する。

- 活動 2-1
建築物施工に関連する情報や課題を分析評価し、ターゲットとする建築タイプや、日本を含む他国との比較検討から、以下の各オプションの成立性を考慮し、活動案（課題解決策）を提案する。これに加え、提案された活動案の位置づけを明確化するために、提案した活動案を含む建築物の安全性向上に向けた長期戦略を提示する。
また、建築物施工における課題の解決に、安価で効率的かつ実施機関の職員に対しての導入も容易と考えられる ICT 技術を活用した検査手法についても検討を行う。

(施策のオプション④)

- 活動 2-2 (仮)
活動 2-1 の結果に基づき、RAJUK の検査担当者に対するトレーニングマニュアル、ガイドライン、手順書（検査のための実務文書）の策定と、これらを用いるパイロット事業を企画する
- 活動 2-3 (仮)
検査のための実務書類を適用した建設現場での OJT と Off-the Job Training 及びパイロット事業の実施を通じた能力強化を行う
- 活動 2-4 (仮)
OJT と Off-the-job Training の結果を 検査のための実務文書に反映し、改善を図る。

(施策のオプション⑤)

- 活動 2-2 (仮)
2-1 の評価結果に基づき提案された活動案を試行するためのパイロットプロジェクトの企画を行う
- 活動 2-3 (仮) 活動 2-1 の結果に基づき、RAJUK の検査担当者に対する、Certified Engineers と Certified Architects (建築士) との調整と連携のためのトレーニングマニュアル、ガイドライン、手順書（建築士連携のための実務文書）を策定する
- 活動 2-4 (仮)
パイロットプロジェクトにより試行される第三者検査機関による構造確認の効

果を確認すると共に、結果を建築士連携のための実務文書に反映し、改善を図る。

成果3：建築物安全性改善のための各種手法に対しての各ステークホルダー（建築士、エンジニア、各協会他）の認識が向上する

以下の3-1～3-4の活動を実施機関と共に実施する。

- 活動3-1
活動1-1、2-1と同時に、建築設計、施工に関連する情報や課題を分析評価し、関連機関の提供するトレーニングプログラムにおける不足を特定した上で、RAJUKの実施すべきトレーニングプログラムの策定を行う。
- 活動3-2（仮）
活動3-1の結果に基づき、RAJUKの研修担当者に対する研修方針、トレーニングマニュアルを策定する
- 活動3-3（仮）
RAJUK研修担当者によるトレーニングやセミナーを実施し、RAJUK職員の研修実施能力の向上を図る
- 活動3-4（仮）
RAJUK研修担当者によるトレーニングやセミナーをモニタリング評価し、その結果を研修方針、トレーニングマニュアルに反映する。

（6）対象地域

RAJUKが管轄する首都圏：ダッカ市及びダッカ県内、ガジプール県内、ナラヤンガンジ県内の都市部の一部

（7）関係官庁・機関

首都圏開発公社(RAJUK、住宅公共事業省傘下)

3. 業務の目的

「建築行政体制強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき、「4. 業務の範囲」に定める業務（活動）を実施することにより、プロジェクト目標の達成に貢献する。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2019年7月31日にRAJUK、住宅・公共事業省と締結した基本合意文書(R/D (Record of Discussions))に基づき実施される「建築行政体制強化プロジェクト」につき、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うもの。尚、本建築行政体制強化プロジェクトは2段階方式による技術協力プロジェクトであり、本業務は第一段階の活動（活動1-1、2-1、3-1）に対応するものである。

5. 実施方針及び留意事項

（1）プロジェクトの第二段階を見越した業務

本業務では、詳細計画策定調査に向けて現状と課題を整理し、プロジェクトの第二段

階の活動を見越して、業務を実施していく。そのため先述の通り関連情報収集並びに、複数オプションについて施策の効果、前提条件、主要なアクター等も含めた分析を行うことが業務の中心となる。その際、業務実施コンサルタントは成果品及び各種提案書等の作成に際して、C/Pを積極的に巻き込み（Project Directorの承認、RAJUK Chairmanへの説明等含む）、彼らの意見を十分に取り入れて合意形成を行った上でまとめる必要が有る。

また、業務実施コンサルタントはプロジェクトの第二段階において取り組む建築物の安全性向上のための活動案の提案と、技術協力プロジェクトの協力の方向性について、JICAに提案を行うことが求められる。JICAは、これらの提言を参考に、詳細計画策定調査を実施し、第二段階のTOR (Terms of Reference) を確定する。

（２）世界銀行 都市強靱化プロジェクト(世銀URP)との役割分担と連携

2018年11月より世銀URPが開始されており、本プロジェクトに関連するコンポーネントとしては以下が挙げられる。業務実施コンサルタントは世銀URPチーム（世銀職員、URP担当RAJUK職員、コンサルタント）への聞き取りと、6. 業務の内容に記載される調査の結果と提案事項を、共有しながら、最適な連携方針を提案することが求められる。現時点での想定される重複コンポーネントは下表の通り。尚、URPプロジェクトは2020年6月で完了する予定であり、延長可否の議論がなされている状況である。延長出来ない場合同都市強靱化プロジェクトの活動内容は限定されることも想定されるため、相乗効果が高いと認められる場合は、その後の活動を引き継ぐことも検討すること（同じく下表に、JICAが想定する世銀URPが2020年6月までのプロジェクト期間中に実現しうる成果を記載する。）。なお、RAJUK側の混乱を避けるため、世銀URPチーム（特にコンサルタント）と同じ方向性でRAJUK業務の改善提案を行うのが理想的であるため、業務実施コンサルタントは世銀URPチームと十分に議論を行い、必要があれば世銀URP側の方向性の是正を試みること。

コンポーネント	概要	想定される本プロジェクトとの重複領域	2020年6月までの想定される成果
S7（建築許可電子化）	建築許可手続きの電子化	構造チェックもプロセス改善の一部として提案可能性有り。	右の要素も含めシステム構築（トレーニング等組織に根付かせる時間が無い。）
S6（Urban Resilience Unit設立）	都市強靱化のための新組織（URU）の検討	URUのオペレーション検討の中で建築許可プロセス・施工検査プロセスの改善提案まで踏み込む可能性が有る。	URUは他のRAJUK部署に対する技術コンサルテーションを行う組織に留まり、RAJUKのオペレーション担当者の能力強化に及ばない可能性が高い。
S9（BNBC-バングラデシュ国建築基準の順守促進）	BNBCの順守触診のための体制、プロセスの検討と能力強化	建築基準の順守の名目の元で構造チェックや施工検査プロセス改善に踏み込む可能性有り	対象範囲が広く、全体のメカニズムに対する関心が大きいため、個別のプロセスの改善にどこまで踏み込むかは不明

（３）活動案提案時の方向性

建築基準の順守を促し、建物の安全性を向上させるためには、C/Pも含め関連する多くのアクター（デベロッパー、施工業者、建物のオーナー）に対する多層的な取り組みが不可欠では有るが、それらを本プロジェクトで全てカバーすることは様々な制約から難しい。同じく、現在のRAJUKの体制を踏まえると、一足飛びに日本で確立した様な建築確認の制度や担い手をそろえることも現実的ではない。よって、業務実施コンサルタントは、限られた投入で、最大限の効果が発現される活動案の提案を求められており、またその効果により、各アクターにおいてバングラデシュ国において建築物の安全性向上に向けたモメンタムを醸成する様な提案を行うことが求められる。

（４）長期戦略の提示

上記（３）の通り、建築基準の順守率を高め、建築物の安全性の改善を図るには、一足飛びに完全なシステムを構築することは不可能であり、施策を戦略的に配置しながら、段階的に進めることが肝要である。従って、業務実施コンサルタントは、本技術協力プロジェクトで取り組む活動を含めた、長期戦略の提案によりビジョンを示し議論することが求められる。また、その長期戦略の中で、本技術協力プロジェクトで取り組む活動が、先ず着手すべき優先事項であることの整理を行うことも求められる。改善のターゲットとする建築物タイプの拡大、RAJUKや民間の施工業者の品質管理能力の向上のロードマップとなる様に、長期的かつ複眼的な視点で検討を行う。対象期間については20年程度とする。

（５）バングラデシュ国の実情に合った活動案の提案

6. 業務の内容に記載の通り、具体的な活動案を検討する上では、日本を含めた他国の制度・取り組みとの比較検討を行うが、バングラデシュ国の状況を十分考慮し、実情に合った提案を行うこと。

（６）C/Pのオーナーシップの確保

第一段階において業務実施コンサルタントが提案する活動案は、第二段階において実際にC/Pと共にOJTやパイロットプロジェクトを通じて取り組む内容となる。従って、業務実施コンサルタントは、第二段階での活動における相手側C/Pのオーナーシップを引き出すべく、活動案の議論にC/Pの主体的な巻き込みを促すことが求められる。

（７）JICA既往案件からの知見活用

JICAはバングラデシュ国において、既にいくつかの建築物の安全性向上に向けた協力を展開し、直近では以下の2案件を実施中である。これらから得られた知見を最大限活用するために、日本・バングラデシュ国双方の案件関係者から情報収集を行い、活用方策を検討すること。

・科学技術協力：「都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開プロジェクト」（2015年-2020年）

・技術協力：「災害リスク削減のための建物の安全性強化促進プロジェクト」（2016年 - 2020年）

(8) 防火への対応

2. (5)に記載された通り、本プロジェクトでは建築物の構造の観点から、安全性向上を図るものであるが、バングラデシュ国においては、近年大規模なビル火災事故が相次ぎ、社会問題化しておりC/Pの危機意識も高い。プロジェクトの活動案についてはリソースの制約を考慮しつつ、建築物の構造を中心に検討を行うが、可能な範囲で防火を意識した施策を提案することが求められる。

6. 業務の内容

【活動1-1関連】

活動1-1として、1. (5)及びR/DのAppendix 2 (Main Points Discussed)に記載のオプション毎に、以下業務を通じて成立性検討と、実施主体、手法、予算を考慮に入れた具体的な活動案検討を行う。

1) 現状把握のためのデータ収集・分析

- ア) 構造確認の観点から、RAJUK職員(Development Control部門)のキャパシティアセスメントを実施し、アカデミックバックグラウンド、職務歴、既存の業務内容を把握する。
- イ) 以下構造確認のアウトソース先の候補となる第三者機関に対してキャパシティアセスメントを実施し、各機関の組織体制、事業内容、財務、構造確認の観点から、職員(或いは構成員やメンバー)のアカデミックバックグラウンド、職務歴、既存の業務内容を把握する。また、各アウトソース候補機関の職員数等を確認し、物理的な処理能力をアセスメントする。
 - ・ 民間コンサルティング企業 (Sheltech社及びRAJUK内で聴取も参考に数社)
 - ・ Building Regulatory Authority (現在承認が近づいているとされる新BNBCにて提案されている基準順守に向けた新たな監督官庁)
 - ・ Military Institutes of Science and Technology (MIST)
 - ・ 大学及びその他研究機関 (Bangladesh University of Engineering and Technology (BUET)、Ahsanullah University of Science and Technology (AUST)、University of Asia Pacific)
 - ・ Technical Review Panel (円借款プロジェクトのツーステップローンコンポーネントにおいて設置済み。但し、技術的な難易度の高い建物の確認等に限って活用する可能性を検討すること)
- ウ) 構造計算、構造確認がなされた図面、計算資料をレビューする。高層建築物(6F以上)、Specialized Projectといったカテゴリーに分けて、サンプルチェックを行う。尚、RAJUKの建築確認申請(Construction Permit)では、構造計算の確認や、構造チェックは求められていないため、RAJUKを通じて施主や施工業者に対して同資料を要求すること。
- エ) 以上より、設計から建築確認申請に係る一連のプロセスの中でのボトルネックと優先課題、優先すべき建築物のタイプを抽出する。

2) 第二段階における改善のための活動案の提案

- オ) 上記エ) の課題に対する、日本を含む他国の取り組みとのベンチマーキングを行った上で、RAJUK及び、第三者機関のもつ制約条件を整理し、2. (5) の各オプションの成立性と、実施主体、手法、予算を考慮に入れた具体的な活動案を提案する。同活動案の実現のために必要となる本プロジェクト第二段階における技術協力の活動内容を検討する。
またプロポーザルにこれらに対する現時点での提案事項を含めること。
- カ) 世銀URPのコンポーネントS7の建築確認の電子化及びS6で取り組んでいる簡易構造チェックシステムを中心に、同プロジェクトの連携と相乗効果を検討する。
- キ) 尚、建築物の構造を中心に検討を行うが、可能な範囲で防火性能の向上も同時に図られる活動案を検討する。
- ク) これに加え、提案された活動案の位置づけを明確化するために、提案した活動案を含む建築物の安全性向上に向けた長期戦略を提示する

【活動2-1 関連】

活動計画2-1 として、1. (5)、R/DのAppendix 2 (Main Points Discussed)に記載のオプション毎に、以下を通じて成立性と、実施主体、手法、予算を考慮に入れた具体的な活動案検討を行う。

尚、活動案検討に当たっては、施工品質の向上のためには、RAJUKの検査、IEB/IABの監理に着目するだけでなく、民間業者の施工方法や、品質管理の課題を把握し、RAJUKとIEB/IABの活動の改善から間接的にも、影響を及ぼすことが出来る手法の検討を行う。

1) 現状把握のためのデータ収集・分析

- ア) 施工検査の観点から、RAJUK職員(Development Control部門の検査員)の キャパシティアセスメントを実施し、アカデミックバックグラウンド、職務歴、既存の担当業務内容を把握する。
- イ) 施工監理の観点から、IAB/IEB(建築家協会、エンジニアリング協会)に所属する Certified ArchitectとCertified Engineer(協会員)に対してキャパシティアセスメントを実施し、協会員のアカデミックバックグラウンド、職務歴、既存の業務内容を把握する。
- ウ) 実際の施工現場を高層建築物(6F以上)、Specialized Projectといったカテゴリーに分けて、サンプルチェックとして実地調査を行い、実際の施工方法とその品質、施工管理の状況を把握する。また施工監理を担うCertified Engineer、Certified Architectの監理の実体を把握する。
- エ) 以上より、民間施工業者の施工から、Certified Engineer、Certified Architectによる施工監理、RAJUKによる検査に係る一連のプロセスの中でのボトルネックと優先課題(施工方法、材料、施工管理方法、監理、検査)、優先すべき建築物のタイプを抽出する。

2) 第二段階における改善のための活動案の提案

- オ) 上記エ) の課題に対する、日本を含む他国の取り組みとのベンチマーキングを

行った上で、RAJUK及び、Certified Engineer、Certified Architectのもつ制約条件を整理し、2. (5)の各オプションの成立性と、実施主体、手法、予算を考慮に入れた、具体的な活動案を提案する。同活動案の実現のために必要となる本プロジェクト第二段階における技術協力の活動内容を検討する。

またプロポーザルにこれらに対する現時点での提案事項を含めること。

- カ) 世銀URPのコンポーネントS6で取り組んでいる簡易構造チェックシステム、S9で取り組んでいる施工検査のRAJUK外へのアウトソースを中心に、同プロジェクトの連携と相乗効果を検討する。
- キ) 尚、建築物の構造を中心に検討を行うが、可能であれば、防火性能の向上も同時に図られる活動案を検討する。
- ク) これに加え、提案された活動案の位置づけを明確化するために、提案した活動案を含む建築物の安全性向上に向けた長期戦略を提示する。

【活動3-1関連】

活動3-1として、以下を通じて妥当性と、実施主体、手法、予算を考慮に入れた具体的な活動案検討を行う。

1) 現状把握のためのデータ収集・分析

- ア) 意識向上、啓蒙活動の観点から、RAJUK職員(Planning Departmentの研修講師担当者、及びその候補者)のキャパシティアセスメントを実施し、アカデミックバックグラウンド、職務歴、既存の担当業務内容を把握する。
- イ) IAE/IABの研修の内容(講師、対象、コンテンツ)を把握する。(尚、現状のRAUKにおいては外部向けの研修プログラムは存在していない。)
- ウ) 以上及び③④のアセスメントも踏まえ「ステークホルダーの意識向上手法検討のためのアセスメント」において扱うべき優先課題、優先すべき建築物、そして優先されるべきターゲット研修受講生を抽出する。

2) 第二段階における改善のための活動案の提案

オ) 上記エ)の課題に対する、日本を含む他国の取り組みを確認した上で、RAJUK及び、Certified Engineer、Certified Architectのもつ制約条件を整理し、研修プログラムを検討する。この際、現在実施中の「災害リスクの削減のための建築物の安全性強化促進プロジェクト」においては公共事業局(PWD)が講師となって耐震設計、耐震改修、施工管理をテーマに民間技術研修を実施した教材を確認の上、活用を検討する。

同活動案の実現のために必要となる本プロジェクト第二段階における技術協力の活動内容を検討する。

またプロポーザルにこれらに対する現時点での提案事項を含めること。

- カ) 世銀URPのコンポーネントS6、S9で取り組んでいる普及啓発活動、を中心に、同プロジェクトとの連携と相乗効果を検討する。

【全般的な業務】

(1) 業務計画書・ワークプランの作成

R/Dを踏まえ、事業実施方針を明確化するとともに、関係資料・情報を収集し、それらの分析を行う。これらに基づき業務計画書(案)を作成し、JICA社会基盤・平和構築部、バングラデシュ事務所に説明する。JICAからのコメントを踏まえて業務計画書を最終化し、提出するとともに、英訳したものをワークプランとしてC/Pに対して説明を行う。

(2) 詳細計画策定調査への協力

本業務では2020年6月に実施予定の詳細計画策定調査に向けた現状把握と課題の整理、活動案の提案を行うが、調査中は当調査団が行う各種打ち合わせにも協力すること。

(3) 関係者間会議(Joint Coordinating Committeeを含む。)の開催

多様な関係者とプロジェクトの進捗に係る情報を共有し、必要な意思決定を実施するため、業務実施契約コンサルタントは、プロジェクトのJoint Coordinating Committeeを含む関係者間会議の定期的な開催を補佐(資料(英文)準備、会場手配等)する。

具体的な会議の種類、想定参加人数、回数は以下の通り(いずれもダッカでの開催を想定)。

- 合同調整委員会(JCC) : 2回、参加者名約20名
- ワーキングレベル会合(Working Committee) : 月例、参加者約10名。

(4) プロジェクトの広報活動

業務実施契約コンサルタントは、プロジェクト活動や成果の普及を図るワークショップの開催、ホームページの作成等を行う。

(5) 本邦招へいの実施

- 本業務期間中の2020年度に一回8~10名、1週間程度の関係機関の職員(RAJUK幹部含む)を対象とした本邦招聘を実施することを想定している。
- 事前準備に際しては、RAJUK及び関係機関に招聘の趣旨を説明し、適切な人選がなされるよう調整を行うこと。また、国内の研修受け入れ先との調整を行い、研修成果の最大化を図ること。
- 本邦研修のテーマは建設行政、建築物設計・施工、施工監理・管理、
- 業務実施契約コンサルタントは、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」に則り、「受入」、「実施」、「監理」の3業務のうち、実施業務のみを行うこととする。なお、実施業務に係る必要経費は本見積に含めること。

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終報告書は業務完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力資料を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	業務締結後から10日以内	和文：2部
ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文：10部 和文：3部 CD-R：英和それぞれ3枚
招聘計画書	第二回渡航後目途（3月頃を想定）	和文：2部
Monitoring Sheet Ver. 1	案件着手時（1か月以内）	英文3部
業務完了報告書	契約終了時	英文：10部 和文：3部 CD-R：英和それぞれ3枚

注1. 「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2. 「Monitoring Sheet “Ver.1”」は、現地での業務を開始する前に、ドラフトを作成し、JICAと共有する。現地業務開始後にカウンターパート機関との協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にカウンターパート機関の合意を得たものを提出することとする。

注3. 「Monitoring Sheet」について、カウンターパート機関と共有するのは適切でないが日本側で共有すべきプロジェクト実施上の課題、工夫、教訓等がある場合には、JICA提出時に添付する（和文、体裁等は問わない）。

注4. 報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

注5. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（Joint Committeeの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) 業務完了報告書記載項目 (案)

- a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) プロジェクト目標の達成度
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- g) その他必要事項

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①PDM (最新版、変遷経緯)
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画
- ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤招聘者/研修員受入れ実績
- ⑥Joint Coordinating Committee議事録等
- ⑦その他活動実績

(2) 技術協力作成資料等

業務実施契約コンサルタントが作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、業務完了報告書に添付して提出することとする。(いずれも英文のみで可)

ア) 【活動1-1】関連

- a) キャパシティアセスメントレポート
- b) 建築設計品質に係る評価報告書
- c) 活動案提案書

イ) 【活動2-1】関連

- a) キャパシティアセスメントレポート
- b) 建築施工品質に係る評価報告書
- c) 活動案提案書

ウ) 【活動3-1】関連

- a) キャパシティアセスメントレポート
- b) 建築基準啓発活動に係る評価報告書
- c) トレーニングプログラム提案書

(3) コンサルタント業務従事月報

業務実施契約コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真、動画 (必要に応じ)

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2019年12月下旬より業務を開始し、2020年6月までに業務完了報告書を提出する。国内作業と現地業務作業の業務期間の目途は、以下の通り。

- (1) 国内準備作業期間 : 2019年12月下旬
- (2) 第1回、第2回現地業務期間 : 2020年1月上旬～2020年3月上旬
- (3) 国内作業期間 : 2020年3月中旬
- (4) 第3回、第4回現地業務期間 : 2020年3月下旬～2020年5月下旬

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

約5.67 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当するコンサルタント専門家の配置を想定するが、業務内容を考慮の上、適切なコンサルタント専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 業務主任者/建築行政/研修（2号）

イ 建築工法/施工管理（3号）

3. 対象国の便宜供与

- カウンターパートの配置
 - ・ 含むプロジェクトダイレクター/プロジェクトマネージャー
 - ・ OJT 及びパイロットプロジェクトを実施する関係者

4. 配布資料/参考資料

【配布資料】

①本紙と一緒に以下の資料を配布します。

- ・ 「建築行政体制強化プロジェクト」にかかる基本合意文書（R/D）
- ・ 「建築行政体制強化プロジェクト」にかかる基本計画策定結果
- ・ バングラデシュ国 災害リスク削減のための建物の安全性評価プロジェクト進捗報告書

②本業務に関する以下の情報がJICAのウェブサイトで公開されています。

- ・ Data Collection Survey on Urban building Safety in the People's Republic of Bangladesh Final Report
URL(http://open_jicareport.jica.go.jp/610/610/610_101_12263695.html)
- ・ バングラデシュ国 自然災害に対応した公共建築物の建設・改修能力向上プロジェクト 報告書
URL(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000318/reports.html>)

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、契約の進捗過程で具体的な委託内容を確定した上で、契約変更により対応する。なお、再委託を行うに当たっては当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

第二 業務の目的・内容に関する事項、6. 業務の内容【活動1－1関連】【活動2－1関連】【活動3－1関連】それぞれの「現状把握のためのデータ収集・分析」

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。その他、現地再委託が必要な場合は、プロポーザルにて提案する。なお本経費は別見積にて計上すること。

6. その他留意事項

（1）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

（2）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAバンングラデッシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

（3）不正腐敗の防止

本調査の実施にあつては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上